平成２５年（フ）第１１８号
千葉県香取郡多古町北中2131番地
破産者　加賀原勉啓
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
新潟県魚沼市中原122番地４　皆繁アパート102号
破産者　星　　昇幸
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
金沢市長坂台５番28号
破産者　中村　勝夫
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１９３号
静岡市駿河区大谷３丁目23番40―203号、開始決定時の住所静岡市葵区千代田５丁目２番３号
破産者　三浦　好博
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２５号
静岡市駿河区北丸子２丁目20番９号
破産者　鈴木　順一
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
静岡市駿河区北丸子２丁目20番９号
破産者　鈴木　雅代
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７号
静岡県田方郡函南町柏谷10番地の１　ファミール後藤202
破産者　金田　孝子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
滋賀県彦根市中藪町721番地10
破産者　浦山　和仁
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３９号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見1406番地
破産者　堀本　佳孝
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１４９号
鳥取県鳥取市用瀬町古用瀬316番地、旧住所鳥取県鳥取市美荻野５丁目477番地９
破産者　秋本　勝美
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
広島県安芸郡海田町大立町11番４号
破産者　奥田　美香
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３７号
愛媛県松山市保免上１丁目17番７号　土居田コーポ102号
破産者　木村　敏章
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多846番地12
破産者　中村石油こと　中村　政子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３１８号
福岡県三井郡大刀洗町大字冨多846番地12、住民票上の住所福岡県朝倉市甘木134番地１
破産者　篠原美貴枝
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６号
大分県日田市下井手町29番地１
破産者　岩尾　　繁
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１７号
大分県日田市下井手町29番地１
破産者　岩尾まつえ
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第７６５号
仙台市青葉区西花苑２丁目19番15号
破産者　菅原　敏夫
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
仙台市宮城野区福田町２丁目２番18―1503号
破産者　小林　大介
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
山形県酒田市飛鳥字大林111番地４
破産者　齋藤　久子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８８号
福島県本宮市本宮字兼谷１―13パルセ上ノ橋102号室、破産手続開始時の住所福島県本宮市荒井字東畑55番地37
破産者　菅野　雄二
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係